

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成18年7月から19年8月までは32万円、同年9月から21年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月1日から21年9月1日まで

A社に勤めていた期間のうち、平成18年7月から21年8月までの標準報酬月額が、保管していた給与明細書で確認できる厚生年金保険料額から導かれる標準報酬月額と比べて低いことが分かったので、控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社が提出した賃金台帳、B市が保管する申立事業所の給与支払報告書並びに申立人が提出した給与明細書及び総合口座通帳において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成18年7月から19年

8月までは32万円、同年9月から21年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めているところ、申立事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」並びに平成19年9月及び20年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届け出られていることが確認できる上、申立人が提出した給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間の全ての期間について一致しないことから判断すると、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月10日から同年2月1日まで

私は、昭和47年3月に入社して以来、現在もA社に継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る在籍証明書、健康保険組合の被保険者記録、雇用保険の被保険者記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和49年1月10日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年2月の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月31日から41年1月1日まで

私は、A社に、昭和39年4月1日に入社し、47年5月31日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する異動発令簿、雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和41年1月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和40年11月の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和41年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを40年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失

日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 12 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年5月から18年3月までを18万円、同年4月から同年8月までを20万円、同年9月を19万円、同年10月から19年3月までを20万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額記録については、平成17年7月25日は8万3,000円、同年12月13日は27万5,000円、18年7月25日は19万5,000円、同年12月11日は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月1日から19年4月1日まで
② 平成17年7月25日
③ 平成17年12月13日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月11日

申立期間①については、年金事務所において記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額よりも高い保険料額が控除されていた。

また、申立期間②及び④については、年金事務所において標準賞与額に係る記録が確認できないが、賞与は間違いなく支給されていた。

さらに、申立期間③及び⑤については、年金事務所において記録されている標準賞与額に見合う厚生年金保険料額よりも高い保険料額が控除されていた。

私は、支給日は不明であるものの、給与及び賞与に係る明細書を所持しているため、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額を実態どおりに訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、全申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①については、同期間のうち平成17年5月から19年3月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人が所持する給与及び賞与に係る明細書、18年分及び19年分の給与所得の源泉徴収票、公共職業安定所が保管する離職票並びに区役所が保管する17年分の給与支払報告書（以下「給与明細書等」という。）において推認できる厚生年金保険料控除額から、17年5月から18年3月までは18万円、同年4月から同年8月までは20万円、同年9月は19万円、同年10月から19年3月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資料が無く、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である。」と回答しているが、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が、申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、平成17年及び18年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載されている標準報酬月額と一致していることから、事業主は、給与明細書等において推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年4月については、前述の給与明細書等により、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを推認できない上、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②及び④については、前述の給与明細書等から判断すると、申立

人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成17年7月25日は8万3,000円、18年7月25日は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、既に当委員会において記録訂正された一人を除き、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる全員について、申立期間②及び④に係る標準賞与額の記録が確認できないことから判断すると、事業主は、前述の給与明細書等により推認できる賞与額について、社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間③及び⑤については、前述の給与明細書等から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準賞与額よりも高い賞与が支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料額を上回る保険料額を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、平成17年12月13日は27万5,000円、18年12月11日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に係るオンライン記録の標準賞与額が、申立事業所に係る平成17年12月13日及び18年12月11日に支給された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により確認できる申立人の標準賞与額に一致していることから、事業主は、前述の給与明細書等において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から同年7月1日まで

夫の生存中に、一緒に年金事務所へ年金相談に行ったところ、夫の厚生年金保険の記録が1か月分抜けていることが分かったが、その時は申立てを行わなかった。しかし、今回、年金事務所からお知らせが届いたため申立てを行った。

夫は、申立期間を含めて、ずっとA社に勤務しており、同社B事業所から同社C事業所（現在は、C支店）へ転勤したことはあるものの、途中で退職したことはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社C支店から提出された労働者名簿及び同社本社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（A社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立期間当時、同社B事業所から同社C事業所に異動した申立人を含む4人は、同社C事業所が任意包括適用事業所

として厚生年金保険の適用を受けた昭和 44 年 7 月 1 日付けで、厚生年金保険被保険者の資格を新規に取得していることが確認できることから、申立人の同社B事業所に係る同資格の喪失日は、同年 7 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所における昭和 44 年 5 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、当時の資料が無く不明であると回答しているが、申立人を含む前述の 4 人については、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失日が昭和 44 年 6 月 1 日である旨記載されており、それぞれのオンライン記録と一致していることから、事業主が同社 B 事業所に係る同資格の喪失日を同年 6 月 1 日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2602（事案 2345 及び 2536 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

前回の申立ての際、申立期間（昭和 43 年 4 月から 49 年 9 月まで）に係る国民年金保険料を収納していた婦人会の元役員から得られた証明書を提出したが、記録の訂正は認められなかった。

しかし、今回改めて、当該元役員から、私の保険料を確実に収納していたと記憶している期間に限って証明書をもらった。保険料の納付に関しては、この証明書が何よりの証拠であるので、申立期間について記録の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間（昭和 43 年 4 月から 49 年 9 月まで）に係る申立てについては、i）申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 49 年 10 月に払い出されており、オンライン記録において、申立人は同年 10 月 16 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、遡って国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii）申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 17 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たな資料として、初回の申立ての際に証人として名前を挙げた元自治会役員の所在が判明し、当該元自治会役員が、申立人が居住していた地区の自治会において申立人の申立期間（昭和 43 年 4 月から 49 年 9 月まで）の保険料を収納していた旨を記載した証明書を提出するので、申立期間（昭和 43 年 4 月から 49 年 9 月まで）の記録を訂正してほしいと主張して再申立てを行っているが、i）申立人は、申立期間直後の昭和 49 年 10 月に国民年

金手帳記号番号の払出しを受け、同年10月16日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得しているため、制度上、申立期間は保険料を遡って納付できない期間であること、ii) 前述の証明書について、元自治会役員に確認したところ、当該役員に1年から2年間就いた際に、申立人に係る集金をした記憶はあるが、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況についてまでは正確な記憶が無い旨供述をしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年12月15日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を、前述の元自治会役員が申立人の保険料を確実に収納していたと記憶している期間（昭和43年4月から44年3月まで）に変更し、当該元自治会役員が当該期間において申立人の保険料を集金していたとする証明書を新たな資料として提出するので申立期間の記録を訂正してほしいと主張している。

しかしながら、当該元自治会役員は、区役所が作成した国民年金被保険者の加入者名簿を基に加入者の自宅を訪れて保険料を集金していたと供述していることから、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を再度確認したものの、申立人に係る記号番号の払出しの記載は確認できず、申立人のものと推認できる記号番号の取消しや払出簿に空欄があるなどの不自然な記載も確認できないことから、申立期間当時の加入者名簿に申立人の氏名が記載されていたとは考え難い。

また、当該元自治会役員は、申立人の保険料と一緒に保険料を集金していた被保険者として複数人の名前を挙げているところ、前述の払出簿によると、これらの被保険者については、その記号番号が申立人と連番で払い出されており、かつ、保険料の納付についても、オンライン記録によると、申立人と同様に昭和49年10月から開始されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、新たに提出された証明書は、申立期間の保険料が納付されたことを示す資料とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年3月までの期間、及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月から13年3月まで
② 平成13年10月から同年12月まで

申立期間当時、私は、妹の夫が経営する事業所に勤めており、妹に依頼して、国民年金保険料を私の賃金からの引き去りにより、納めてもらっていた。年金事務所の記録で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹の夫が経営する事業所が保管する給料賃金台帳ノートに、申立人に係る平成12年分及び13年分のアルバイト料を記載したページがあり、申立期間①及び②に係る国民年金保険料額のそれぞれの合計額に相当する金額の記載があることについて、申立人の妹は申立人の保険料を納付した後に、覚え書きとしてまとめて記載したと供述しているものの、その記載は金額のみであり、申立期間の保険料が納付されたことを推認することは困難である。

また、A町から提出された申立人に係る平成13年分の町県民税所得課税証明書には、当該年の収入欄及び保険料控除欄はそれぞれ0円と記載されており、申立期間のうち同年1月から同年12月までに係る国民年金保険料の納付を確認することはできない。

さらに、申立期間には、年金記録の納付データは金融機関等からの電磁的データをもって収録するなど、記録管理の強化が図られていたため、金融機関等及び社会保険事務所（当時）が、保険料が納付される都度全ての事務処理を誤ったとは考え難い。

そのほか、申立人及びその妹が、申立期間の保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。